知っていますか「ヤングケアラー」

問合せ先=こども課こども家庭相談係(**☎**26-3257)

「ヤングケアラー」とは…

家族にケアを必要とする人がいる場合に、本来、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことをいいます。 日常的に家族のケアをすることで、「学校に行けない」、「勉強や自分の時間がとれない」など、子ども自身の権利が侵害されているおそれがあります。

家族の支え合いは大事ですが、 子どもたちに過度な負担となっていませんか?

障がいや病気のある 家族の身の回りの 世話をしている

> 宿題や勉強をする 時間が取れない・・・・



家計を支えるために労働をして、 障がいや病気のある

友人と遊べない… 部活動ができない…

家族を助けている



家族に代わり、幼いきょうだいの 世話をしている

学校を遅刻・早退してしまう…



がん・難病・精神疾患など慢性的な

病気の家族の看病を している

睡眠が十分に取れない… 疲れた…



ヤングケアラーに関する相談窓口

適切な支援につなげるために、ヤングケアラーに気づいたら、下記の相談窓口へ連絡してください。 開設時間=土・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前8時30分~午後5時15分

▼総合窓□

こども課こども家庭相談係(ヨリネスしばた2階、☎26-3257)

- ▼小・中学校に在籍するヤングケアラー 学校教育課教育相談係(豊浦庁舎2階、☎22-9532)
- ▼生活困窮・障がいのある方に関するヤングケアラー 社会福祉課生活支援係(ヨリネスしばた2階、☎28-9221)
- ▼高齢者介護に関するヤングケアラー 高齢福祉課地域ケア推進係(ヨリネスしばた2階、**☎**28-9200)



人権を尊重していくために

問合せ先=人権啓発課人権啓発係(☎28-9630)



人権三法をご存じですか?

人権三法は、平成28年に差別の解消を目指して施行された三つの法律です。当市でも人権尊重の取組を推進するため、「差別のない人権が尊重されるまちづくり条例」を定めており、こうした法律や条例について知ることも、人権を尊重していくことにつながります。

●障害者差別解消法

障がいの有無に関わらず、 互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きることのできる社会づくりを目的としています。障がいがあることを理由とした不当な差別を禁止し、必要な配慮を求めています。

●ヘイトスピーチ解消法

特定の人種や民族、宗教への差別をあおる憎悪 表現の抑止・解消を目的としています。不当な差 別的言動の解消に向けて、国や地域社会が教育や 啓発などの施策を行うよう定めています。

世界情勢などを背景に、特定の国の人への差別 や言語を排斥する動きが見られます。誹謗中傷は やめ、相手を尊重して、誰もが安心して暮らせるよ う努めていきましょう。

●部落差別解消推進法

部落差別の解消を推進し、 部落差別のない社会を実現す ることを目的としています。 この法律では、国や地方公共 団体の責務として、部落差別 の解消に関する施策を行うよ う定めています。

本人通知制度へ登録を

身元調査などを目的として、戸籍謄本や住民票の写しなどを不正に請求・取得する事例が全国で相次いでいます。市では、この不正行為を防止するため、戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者に交付したときに、その事実を登録した人にお知らせする「本人通知制度」を設けています。この制度の登録者が増えることで、不正に取得しようと考えている人への抑止力となります。自身と身近な人の人権を守るため、登録をお願いします。

登録方法については、右記の二次元バーコードを読み取るか、市民生活課(**☎**28-9100) へお問い合わせください。

▲市ホームページ

人権擁護委員にご相談ください

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権を擁護する役割を 担います。人権問題や心配ごとについての相談を受けたり、小・中 学校で人権教育を行ったりするなど、人権についての啓発活動を 行っています。当市では、右記の13人の方が活動しています。

人権問題ではないだろうかと感じることや困りごとがあったら、 人権擁護委員や法務局まで気軽にご相談ください。相談は無料で、 秘密は堅く守られます。

人権擁護委員(敬称略。4月現在)

大川原さとみ(住田)、伊東廣子(中野)、加藤和夫(関妻)、長谷川安博(蔵光)、小島美枝子(豊町)、田野賢司(緑町)、芦田隆(真野原)、本名正史(本田)、山口智史(中央町)、片桐照(下中)、橋本信子(豊町)、中野道弘(向中条)、井浦和磨(米子)

お気軽にご相談ください【人権相談窓口】

とき=土・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前9時~午後4時

ところ=新潟地方法務局新発田支局

内容=人権問題、相続、離婚、いやがらせ、近隣問題などの心配事や困りごと 問合せ先=新潟地方法務局新発田支局(**2**24-7102)



情報ピックアップ

お知らせ

県道新発田津川線(六日町~丑首区間)が開通します

県新発田地域振興局道路課(☎26-9564)

平成28年度から、県が整備を進めてきた県道新発田津川線バイパス(六日町〜丑首区間)が、 6月17日 金午後3時に開通します。

これにより、通学路の安全対策の向上や中心市街地における渋滞の解消、さらには、新潟東港から新発田市、阿賀町までの物流の円滑化や所要時間の短縮が期待されます。

延長=2.25km

幅員=車道3.25m×2車線



▲県道新発田津川線バイパス (六日町~丑首区間)



お知らせ 見つけたらご連絡を ~市道の陥没や防犯灯の玉切れ~

連絡先

▼市道の陥没は維持管理課道 路係(☎28-7099)へ

▼防犯灯の玉切れ・故障などは、電柱に表示してある「電柱番号」を同係または右表の 業者へ



担当区域	担当業者	
本町、諏訪町、豊町、東新町、新富町3丁目、松浦地区、米倉地区、赤谷地区、五十公野地区(金谷を除く)	(有)相馬電機 (☎23-1854)	
中央町、大栄町、大手町、緑町、城北町、西園町、御幸町、新富町1·2丁目、中曽根町、舟入町、中曽根、舟入、西宮内、弓越、富塚町、住吉町、新栄町	宮下電気(☎22-5776)	
中田町、小舟町、小舟渡、富塚、島潟、板敷、中谷内、西名柄、長畑、桑ノ口、道賀、奥山新保、佐々木、曽根、上中沢、則清、則清新田、日渡	(株)大豊電気(☎24-5251)	
川東地区、菅谷地区、加治地区、五十公野地区の金谷	(有)渋谷電設 (☎29-2032)	
豊浦地区、上端、竹園、下興野、飯島新田、太田新田、飯島、北簔口、西簔口、鳥穴、砂山	(有)本田電気 (☎24-3433)	
紫雲寺地区	(有)ひかり電工 (☎24-0374)	
加治川地区	(株)五十嵐電気 (☎33-2611)	

お知らせ

住宅の耐震診断が無料でできます

建築課建築審査係(地域整備庁舎2階、☎26-3557)

市では、安心・安全なまちづくりを目指すため、木造住宅の耐震診断を行う際の耐震診断士を無料で派遣します。いつ起こるかわからない地震に備えるため、自宅の耐震性を考える機会として、ぜひご活用ください。

【耐震診断】

対象=市内に住所を有する方

対象建物=次の全てに該当する住宅(店舗などとの併用住宅の場合は、床面積の半分以上が住宅部分であること)

- ▼住宅の所有者自身が居住している住宅
- ▼昭和56年5月31日以前に市内で建築された住宅、または工事着手された住宅
- ▼延べ面積500㎡以下で、地上2階建て以下の住宅
- ▼木造軸組工法の住宅

募集戸数=20戸程度(抽選)

申込方法=5月30日®~6月6日®に、申請書を建築課窓口に直接提出してください。申請書は建築課にあるほか、市ホームページでダウンロードできます

申請に必要な書類=申請書、建築年次や建物の延べ面積 が確認できる書類(固定資産税の課税明細書など)、図面 (ない場合は不要)

【耐震補強設計・耐震改修工事】

左記の耐震診断で、「耐震性が低い」と判断された住宅には、耐震補強設計や耐震改修工事にかかる費用の補助があります。詳しくは、市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。



■耐震改修工事の例 (接合金物取付)

65歳以上の高齢者や「身体障害者手帳」の交付を受けている方を含む世帯に、簡易補強の設計や工事、耐震シェルターの設置にかかる費用の一部を補助します。 ※当市の耐震診断を受けた住宅が対象です

お知らせ

水道水源を保全し、良質な水道水で水分補給をしましょう

水道局浄水課(☎23-7194)

6月1日®~7日®は「水道週間」です。この機会に、水道への関心と理解を深めましょう。

【水道水で水分補給をしよう】

気温が上がるこの時期や運動中は発汗量が増え、体の水分が少なくなります。また、就寝中にも水分が失われています。人間は、体内の水分の5%を失うと頭痛や吐き気などの熱中症の症状が現れ、20%を失うと死に至るといわれています。水分不足は、中高年に多くみられる脳梗塞や心筋梗塞などの要因になるともいわれています。

最も身近な水「新発田の水道水」で、こまめな水分補給 を心がけましょう。

【「水道水源保護地域」で事業場を設置するには、届け出などが必要です】

良好な水道水源である加治川の水質を守るため、「水 道水源保護地域」を定めています。 保護地域に事業場を設置する場合は、事前の届け出や 住民説明会、市との協定の締結などが必要になることが あります。詳しくは、市ホームページをご覧いただくか、 お問い合わせください。



⑤ │ 広報しばた → 令和 4 年 5 月 20 日

お知らせ

市の「封筒」に掲載する広告を募集します

総務課庶務文書係(☎28-9540)

掲載期間=在庫がなくなりしだい、封筒の使用を 開始します(令和5年3月頃の予定)

申 5月20日金~6月30日金に、市ホームページ の電子申請で申し込んでください

他 応募多数の場合は、募集要項に定める方法に より決定します。また、掲載位置は、広告主が応募 した際の先着順に指定できます。掲載の決定方法 や広告データの作成など、詳しくは市ホームペー ジをご覧いただくか、お問い合わせください

【広告の規格など】

封筒の 種類	広告の 大きさ	刷り色	作成枚数	募集 枠数	掲載料 (1枠)
長形3号	縦5cm × 横10cm	1色(黒)	130,000枚	3枠	72,000円
長形40号	縦4cm × 横7.5cm	1色(黒)	60,000枚	4枠	48,000円

【長形3号】



裏



表

【長形40号】



お知らせ

令和4年度(後期)「まちなかギャラリー」展示作品募集

健康長寿アクティブ交流センター(公26-3030)

健康長寿アクティブ交流センター「まちなかギャラ リー」では、展示作品を募集しています。令和4年度もお 試し期間として、無料で作品や活動成果の発表・展示が できます。詳しくはお問い合わせください。

対 市内で活動する団体や個人

対象作品=絵画や版画、彫刻、工芸、書道、写真、手芸、ク ラフト作品、団体の活動展示など

展示期間=9月1日金~令和5年3月31日金

※期間内に1回、6日間以内で展示ができます

申 6月1日⊛~7月8日逾までに、申込書を直接または 郵送(必着)で提出してください。申込書は健康長寿アク ティブ交流センターにあるほか、市ホームページでダウン ロードできます

※展示を希望する期間が重複した場合は抽選となります





「まちなかギャラリー」6月の展示

間 健康長寿アクティブ交流センター(☎26-3030) 【三人展】

時 6月4日 金~8日 ∞の午前9時~午後5時(最終日 は午後3時まで)

他 令和4年9月末までの展示も受け付けています。詳 しくは、お問い合わせください